

ホームページをご覧の皆さまへ

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画(4回目)」の策定について

急速に進む少子化により、平成21年4月に「次世代育成支援対策推進法」が改正されました。

この法律では、次世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、そして育成される環境の整備を行うため、企業が仕事と子育ての両立を図るための行動計画を策定し実施することとされています。

社会福祉法人松寿会では、平成24年10月15日には厚生労働省から子育てサポート企業として認定され「くるみんマーク」を取得しました。また平成26年9月16日から令和1年9月15日までの5年間の第3回行動期間とし、仕事と子育ての両立支援を行ってきました。

今回、第3回目の行動期間を終了したご報告と合わせて、第4回目の一般事業主行動計画を策定しましたので公表させていただきます。

【第3回目】

1. 計画期間

平成26年9月16日～令和1年9月15日までの5年間

2. 取り組んだ内容

①働きやすい職場環境づくりをする

・2連続公休+2有給=4連続休暇がとれるように推進した。(H27年度)

H28年度～H30年度は、連続休暇にこだわらず、年間4日以上の有給休暇消化を推進した。

・法人内でISO内部監査を実施し業務改善を図った。残業時間削減に繋がった。

②平成26年から実施している「子供参観日」を毎年継続開催している。

③H29年4月に企業内保育所「にじいろ保育園」を開設した。子育て中の職員が安心して仕事と育児の両立を図ることができている。

④リーダー研修で労務管理について学ぶ機会を設けた。諸規定・諸制度について理解を深める場となった。

【第4回目】

1. 計画期間

令和1年9月16日～令和6年9月15日までの5年間

2. 目標

①働きやすい職場環境づくりをする

- ・年休取得の推進
- ・超勤時間の削減

※第3回目に引き続きISO内部監査を実施し、業務改善を図る。

②子供参観日の継続開催

③新卒・中途採用において女性の採用比率の向上

3. 対策期間

令和1年9月16日～令和6年9月15日までの5年間

4. 対策内容

①② ISO内部監査を実施することにより、業務改善を図る

③ 子供参観日の継続開催

④ 松寿会リクルートガイドの活用

以 上

令和1年10月1日掲載